

東京農工大学学生懲戒規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(学生懲戒委員会の設置)</p> <p>第7条 教育・学生生活委員会委員長は、教育・学生生活委員会の議を経て、懲戒処分が相当と判断したときは、学生懲戒委員会(以下「委員会」という。)の設置を学長へ申し出るものとする。</p> <p>2 学長は、前項の申出に基づき委員会の設置を決定したときは、当該懲戒処分案の審議を付託するものとする。</p> <p>3 学長は、委員会の設置後に当該学生が休学又は退学を願い出た場合は、これを受理しないものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p>(学生懲戒委員会の設置)</p> <p>第7条 教育・学生生活委員会委員長は、教育・学生生活委員会の議を経て、懲戒処分が相当と判断したときは、学生懲戒委員会(以下「委員会」という。)の設置を学長へ申し出るものとする。</p> <p>2 学長は、前項の申出に基づき委員会の設置を決定したときは、当該懲戒処分案の審議を付託するものとする。</p> <p>3 学長は、委員会の設置後に当該学生が休学又は退学を願い出た場合は、これを受理しないものとする。</p> <p><u>4 学長は、委員会の設置後は、当該学生に対する懲戒処分が決定するまでの間、他の事由による退学を命じないことができるものとする。</u></p>	<p>懲戒処分が決定するまでは退学を留保するため</p>

附 則 (令和5年10月18日教規程第43号)  
この規程は、令和5年10月18日から施行する。